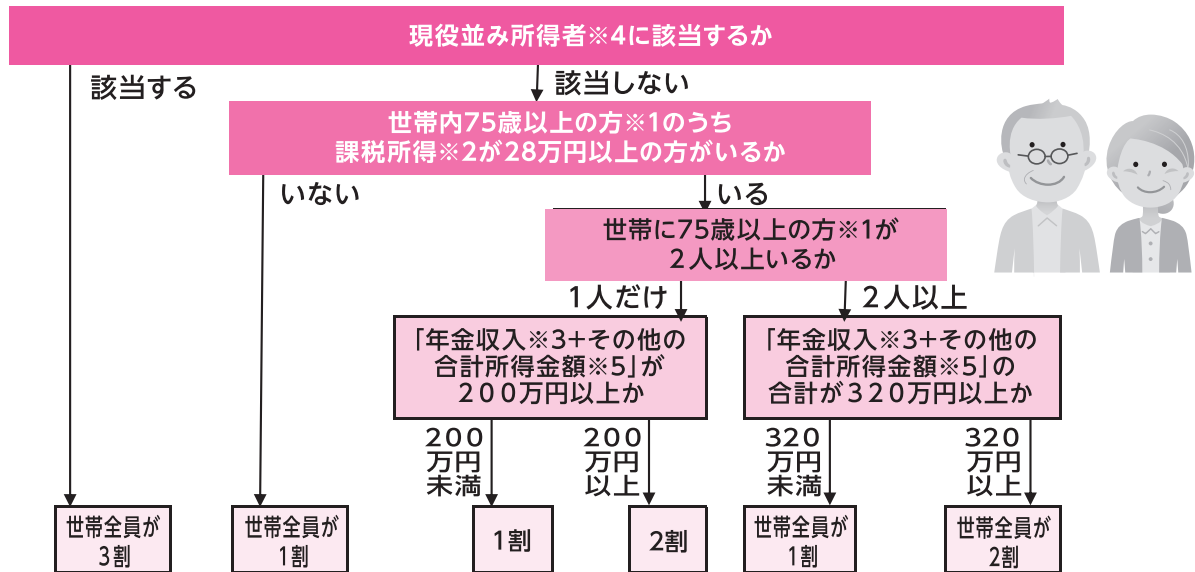


後期高齢者医療制度に関するお知らせ

10月1日から、75歳以上の方等で一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。10月からの負担割合が書かれた被保険者証は、9月頃に送付します。

10月以降の窓口負担割合の主な判定方法



- ※1 後期高齢者医療の被保険者：75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態であると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

○窓口負担が2割となる方には、負担を抑える配慮措置があります。

- 令和4年10月1日から3年間は、2割負担となる方は、1ヵ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として後日払い戻します。



○制度改正の詳細内容は、市ホームページ(右記QRコード)に掲載しています。

○また、制度の見直しの背景などのご質問は、厚生労働省コールセンター(☎0120・002・719)にお問い合わせ下さい。

ご注意ください!

- 小松島市や徳島県後期高齢者医療広域連合、厚生労働省などが、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません。また、ATMの操作をお願いすることも絶対にありません。
- 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）、または消費生活センター（188）にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

◎市保険年金課医療・年金担当

☎32・4120 / FAX35・0173 Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

◎徳島県後期高齢者医療広域連合事業課

☎088・677・3666 / FAX088・666・0105 Mail:jigyoku@koukikourei-tokushima.jp